

令和 8 年度採用
練馬区会計年度任用職員（保育補佐員）採用選考募集案内

- 1 採用予定数 10名程度
- 2 職務内容 保育の補助
- 3 勤務場所 区立直営保育園
- 4 応募資格 保育士資格を有する者、または保育園勤務の経験がある幼稚園教諭免許を有する者
- 5 任用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（1 年間）
 ※ 選考のうえ、次年度に再度の任用を行うことがあります。

6 勤務条件

- (1) 報酬額 時給 1,732円（地域手当相当額を含む）
 ※ 毎月15日（15日が金融機関営業日でない場合は直前営業日）に前月勤務実績分を口座振替の方法により支払います。
 ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
 ※ 期末勤勉手当の支給があります。
- (2) 勤務日数 月曜から土曜までの月16日勤務
- (3) 勤務時間 午前 7 時 15 分～午後 6 時 45 分の間の 7 時間 45 分
 ※ 一部の園については、午前 7 時 15 分～午後 7 時 45 分の間の 7 時間 45 分
- (4) 休憩時間 1 時間
- (5) 勤務を要しない日 日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (6) 時間外労働 なし
- (7) 社会保険 東京都職員共済組合（医療・介護・福祉）
 厚生年金保険（70歳未満の方）
 雇用保険
- (8) 労務災害・通勤災害 適用あり
- (9) 勤務園の変更 年度途中に勤務園を変更する場合がある。
- (10) 年次有給休暇 下表の日数を付与する。

1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目以降
10	11	12	14	16	18	20

※ 公務に支障がないと認めるときは、時間単位の取得を認めます。

- (11) 通勤費 「練馬区職員の給与に関する条例」16条に準じ、該当者に支給します。
 （4・10月実績分報酬とあわせて支給）

区分		支給額（1ヶ月分相当額）
交通機関（電車・バス等）利用者（2 km以上のもの）		支給上限55,000円/月
用 交 具 通	自転車等の使用距離片道 1 km以上 5 km未満 （交通機関併用者）	2,600円

	自転車等の使用距離片道 2 km以上 5 km未満	
	自転車等の使用距離片道 5 km以上10km未満	3,000円
	以下自転車等の使用距離 5 km毎に2,000円ずつプラス	

※ 交通機関利用者の手当額は、6ヶ月の定期券または回数券等のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路および方法に基づき算出される額を支給します。

※ 交通機関を乗継いで通勤する場合、各々1 km以上のものに支給します。

7 服務等 「地方公務員法」より抜粋

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

(服務)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 選考方法・日程等

(1) 選考方法 書類および面接による選考 (令和7年12月中旬に実施)

※ 12/12 (金)、12/16 (火)、12/19 (金)、12/23 (火) のいずれかで実施を予定

(2) 選考結果通知 選考後、令和7年12月下旬から令和8年1月上旬に書面にて通知

9 申込方法

(1) 申込方法

令和7年11月28日(金)までに下記(2)(3)のいずれかの方法にてご提出ください。

(2) LoGoフォームでの申請

下記のQRコードを読み込んだうえ、画面の指示にしたがって必要項目に入力の上、申請してください。

※「顔写真」および「資格を証明できる書類（保育士証等）」のデータをアップロードする必要があります。



(3) 郵送もしくは持参

以下の必要書類を揃えたうえ、保育課管理係へ持参または郵送にてご提出ください。

ア 練馬区会計年度任用職員（保育補佐員）採用選考 受験申込書

イ 資格を証明できる書類（保育士証等）の写し

(4) 誓約書の記載

「練馬区会計年度任用職員（保育補佐員）採用選考 誓約書」を自署いただき、
面接時まで提出してください。

※ ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。
また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

10 その他

- ・選考に際し、令和6年4月から国が運用を開始したデータベースにより、児童生徒性暴力等による保育士登録取消し履歴について検索を行う場合があります。
- ・面接の際に、過去に「わいせつ行為」による処分を受けたかどうか確認することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・区立認可保育園では、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。

区立認可保育園が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、区立認可保育園の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・上記によらない場合にも、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

11 申込先・問合せ先 練馬区役所こども家庭部保育課管理係
住所：〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1（本庁舎10階）
電話：03-5984-5839（直通）